

板橋区中小企業等緊急家賃助成金 申請要領

(令和2年6月12日産業経済部長決定)

受付期間: 令和2年6月30日(火)～令和2年9月30日(水)

受付方法: 下記まで、申請書類を郵送で提出(窓口での提出はできません)

※郵送料・封筒代は各自ご負担ください。封筒は角2を使用してください。

【申請書類の郵送先】

パーソルワークスデザイン株式会社
板橋区小規模企業者等緊急家賃助成事業事務センター
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台ビル1F

【お問い合わせ先】

板橋区小規模企業者等緊急家賃助成事業コールセンター
電話 0120-996-453 平日9時～17時(土曜・日曜・祝日を除く)

【助成金額、助成対象月】

一月上限5万円 3か月分最大で **15万円** (1事業所)

令和2年4月・5月・6月の3か月分の賃借料

※各月の支払い済の賃借料の1/2と上限5万円を比べて少ない額

※複数事業所がある場合は、3事業所まで(最大45万円)

※住宅兼用事務所を賃借している場合は、住宅:事務所=1:1(事務所の賃借料は1/2の金額)で算定してください。

【申請書類】

	法人	個人
(1) 板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)	○	○
(2) 誓約書(第2号様式)	○	○
(3) 事業所(店舗)の賃貸借契約書の写し ※賃貸借契約書の写しは、全ページ分をご提出ください	○	○
(4) 事業所(店舗)の写真(外観)	○	○
(5) 法人住民税・事業税の支払が分かる書類(領収書の写し・証明書等)	○	
(5) 個人事業税(非課税の場合は個人住民税)(前年度分)の支払いが分かる書類 (領収書の写し・証明書等) ※個人住民税も非課税の場合は、非課税証明書をご提出ください		○
(6) 家賃支払(振込)が分かる書類(通帳該当部分の写し・領収書等)	○	○
(7) 助成金振込先口座の分かる書類(通帳の口座番号のページ写し等)	○	○
(8) 直近の確定申告の写し(法人概況報告)	○	
(8) 直近の確定申告の写し(確定申告B・収支内訳書・青色申告決算書)		○
(9) 令和2年4月及び5月の売上げが分かる書類(売上台帳等の写し)	○	○

(注) 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方は2ページに記載の書類も必要です

※申請書類の(5)納税が分かる書類については、前年度分の領収書の写し・納税証明書等となります。(徴収猶予申請をしている場合は領収書等に代えて「徴収猶予許可通知書(写し)」を提出)

※申請書類の(6)家賃の振り込みが分かるよう、通帳の写し等に、〇月分と分かるようマーカーや印を付けてください。

※申請書類の(7)事業者(代表者)の口座と振込先口座が異なる場合は委任状が必要です。

※申請書類の(8)確定申告の写しについて申告期限延長制度を利用している場合は、前年の4・5月の売上台帳等を提出してください。

※申請書類の(9)該当する売上部分にマーカーや印を付けてください。

【複数事業所がある方】

申請する事業所分の申請書類の(3)(4)を申請書類一式に追加して、ご提出ください。

【創業間もない方(第1回の確定申告を迎えていない方)】

申請書類の(8)(9)のかわりに、次の書類と申請書類一式を、ご提出ください。

【令和2年1月末までに開業した場合】

①法人設立届出書又は個人事業開業届出書の写し

②令和2年2月・3月の売上と、同年4月・5月の売上がわかる書類

※2月・3月の平均売上と、4月・5月の平均売上を比べ、20%以上減少しているか確認します。

【令和2年2月末までに開業した場合】

①法人設立届出書又は個人事業開業届出書の写し

②令和2年3月の売上と、同年4月・5月の売上がわかる書類

※3月の売上と、4月・5月の平均売上を比べ、20%以上減少しているか確認します。

【令和2年3月末までに開業した場合】

①法人設立届出書又は個人事業開業届出書の写し

②令和2年4月の売上と、同年5月の売上がわかる書類

※4月の売上と、5月の売上を比べ、20%以上減少しているか確認します。

【セーフティネット4号認定・持続化給付金確定の事業者の方】

セーフティネット4号の認定書の写し又は持続化給付金の確定通知の写しをもって、申請書類(8)(9)の書類に代えることができます。

【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方】

○雇用契約によらない業務委託等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、被雇用者又は被扶養者ではない方に限ります。

(1)～(9)の申請書類に次の(10)(11)の書類を追加してご提出ください。

(10) 主たる収入が業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類

①業務委託等の契約書の写し又は 契約があったことを示す申立書(令和元年中1社分で可)

②支払者が発行した支払調書又は 源泉徴収票(令和元年中1社分で可)

③前年支払があったことを示す通帳の写し(該当の部分にマーカーや印を付けてください)

※①～③の中からいずれか2つを提出(②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)

※①～③は同じ契約者のものをご提出ください。

(11) 国民健康保険証の写し

※持続化給付金確定の事業者の方は、確定通知書の写しをもって、上記(10)(11)の書類に代えることができます。

【賃貸借契約書の賃借人(かりぬし)と申請者の名義が異なる場合】

申請書の名義が、賃貸借契約書に記載の賃借人(かりぬし)の名義と異なる場合は、申請書類に加え、下記の書類を追加してご提出ください。

○賃貸借契約等申立書(申請者が契約者ではない理由を申し立てていただく書類です)

【家賃の支払い者が申請者と異なる場合】

家賃の支払い実績を証明する書類の名が申請者以外の場合は、申請書類に加え、下記の書類を追加してご提出ください。

○承諾書(家賃の支払者に承諾をいただく書類です)

【事務所を離れて業務を行い、自宅兼事務所等で事務を行っている事業者の方】

自宅兼事務所を賃借して業務を行っているが、通常業務を屋外等で行っている個人タクシーや個人宅配事業者の方も対象となります。

1. 目的

新型コロナウイルス被害拡大防止のため、緊急事態宣言の対応による営業休止や自粛要請で、中小企業の皆様は厳しい経営状況となり、特に人件費や家賃等の固定費用が大きな負担となっています。

そこで、事業継続及び従業員の雇用維持を図るため、固定費用のうち家賃に相当する費用の一部を助成することで、産業活動の継続及び雇用の維持を目的とします。

2. 助成対象者

この助成金の対象となる者は次に掲げる全てを満たす者としてします。

(1) 小規模企業者（従業員20名以下※全業種共通）・個人事業主であること。

※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)で定めるところの会社で、その中の第2条第5項に定める小規模企業者と個人事業主が対象となります。

したがって、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業法人、組合、有限責任事業組合等は、対象となりません。ただし、本助成は個人事業主の方も対象となるため、個人の開業医、農家は対象となります。

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項から10項まで、同条第13項第2号の業種については対象となりません。

(2) 板橋区内に店舗（事業所）があり、申請日現在、引き続き事業を行っていること。

※本社の所在地（区内外）を問いません。

(3) 今年の4月・5月の平均売上が、前年4月・5月の平均よりも20%以上減少していること。

※セーフティネット4号の認定書の写し又は持続化給付金の確定通知の写しをもって、申請書類(8)(9)の書類に代えることができます。

※創業間もない方は申請書類【創業間もない方】の項をご参照ください。

(4) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業以外の企業（組合形式又はこれに類する形式により、企業の支配を目的とせず投資事業を行うものを除く。）の出資比率が50%を超えないこと。

(5) 法人住民税及び事業税（個人事業主で事業税が非課税の場合は住民税）を滞納していないこと。

(6) 対象事業所を賃借する契約の相手方と親会社・子会社等※の関係ではないこと。

※「親会社等」とは、会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第4号の2の定義によるものとします。

※「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の定義によるものとします。

3. 助成対象要件

- (1) 令和2年4月1日以前から区内で事業所としての賃貸借契約を結び、当該店舗（事業所）で事業を営んでいること。
- (2) 従業員等（従業員、経営者、個人事業主等）が当該店舗（事業所）で事業を行っていること。無人の倉庫や店舗（事業所）等は除きます。

4. 助成対象経費

助成対象事業の賃借料

※補助金の額は、算定した月ごとに1千円未満の端数は切り捨てになります。

5. 対象経費にならないもの

- (1) 保証金、敷金、礼金、更新料、火災保険料、共益費、駐車場代、仲介手数料等

※賃貸借契約、領収書や振込の写しで区分が明確でない場合は申請書の備考欄に賃借料部分と対象外経費が分かるように記載してください。

- (2) 事業を廃業または店舗（事業所）解約後の賃借料

※本助成は事業を継続していただくことを趣旨としていますので、事業廃業後の原状回復費用や事業廃業を予定していたり解約後に発生している賃借料相当分は対象となりません。

6. 申請及び審査の予定

申請受付 6月30日（火）～9月30日（水）※消印有効

7. 助成金の交付に関する留意点

- (1) 次の場合は不交付となります。

- ①助成対象事業でないとき。
- ②経費が適正でないとき。
- ③申請に虚偽等不正があったとき。

- (2) 税の未納又は滞納がある場合は、本助成金の交付は受けられません。

- (3) 代表者（代表者、法人でその役員）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

8. 助成対象事業の変更・中止等

助成事業者は、申請した事業内容に、下記に掲げる事由のいずれかが生じることが見込まれる場合、あらかじめ、事業変更等承認申請書（第5号様式）を板橋区に提出し、承認を受けなければなりません。最終変更時期は令和2年9月25日（金）までとします。な

お、事業の変更が認められた場合は、交付確定額が交付決定額を上回ることはありません。また、減額となった場合は減額となった分を返還していただきます。

- (1) 助成対象事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 助成対象事業を中止しようとするとき。
- (3) 事業を廃止、店舗（事業所）を解約したとき。

9. 助成事業者の義務

- (1) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (2) 本事業の確認のため、実地検査が入ることがあります。この検査により助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

10. その他

- (1) 助成事業者が「補助金等に係る予算の執行に適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

付 則

この要領改正は、令和2年6月30日から施行する。

この要領改正は、令和2年7月14日から施行する。